

# 入札心得

- 第1 入札書は、所定の手続により指定された時刻までに提出しなければならない。
- 第2 代理人が入札しようとするときは、入札参加者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。
- 第3 入札参加者または入札代理人は、次の者に入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることはできない。
- (1) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
  - (2) 個人企業の場合は、入札執行者が入札参加者を代理するに足りると認められた以外の者
  - (3) 該当入札に対する他の入札参加者または入札代理人
- 第4 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引換えまたは入札の取消しをすることはできない。
- 第5 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。
- 第6 再度の入札執行は、前回の開札終了後10分以内において、入札執行者の指定する時刻に行うものとする。
- 第7 入札参加者または入札代理人は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。
- 第8 指名を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を入札執行者に直接持参し、または郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行

う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退等により入札参加者が1人のときは、入札の執行を取りやめる。

第9 入札参加者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第10 入札参加者が連合し、または不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

第11 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

**注：第2、第3、第6、第7、第8第1項第2号、第8第3項は、郵便入札には適用しない。**